

**Q 6 組合員が在職中の病気やケガによって、一定の障害にある場合には障害厚生年金が支給されるということですが、いつ何をすればよいのでしょうか。**

A 6 障害厚生年金は、組合員である間に初診日がある傷病により、**障害認定日**（初診日から1年6月を経過した日又はその間に傷病が治った日もしくは症状が固定した日※）に障害等級が1級、2級又は3級の**障害の程度**（**地方公務員等共済組合法に定められた1～3級。障害手帳とは異なる。**）に該当する障害の状態にある場合に支給されます。

なお、平成27年10月の年金一元化以降は、在職中であっても障害厚生年金が支給されることになりました。該当すると思われる方は、早めに長期給付係へ連絡してください。

手続等の概略は、次のとおりです。

- ①**障害の程度が障害等級に該当すると思われる方は、まず障害程度の認定請求を行います。**
- ②**本部で障害の審査をし、認定されると障害程度の認定通知書が交付されます。**
- ③**当該認定通知に基づき、障害年金請求書により年金決定請求を行います。**

※ 次の**特例症例**に該当する場合は、1年6月経過する前でもそれぞれの日が障害認定日となります。（ただし、初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）

症例の現象	障害認定日
上肢・下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断した日
人口頭骨又は人工関節を挿入、置換したもの	人口頭骨又は人工関節の挿入・置換の日
脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着したもの	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換	挿入置換日
人口透析療法を施工したもの	人工透析療法を初めて受けた日から起算して3月を経過した日
人工肛門、又は尿路変更術を施したもの	人工肛門、又は尿路変更術を施した日から起算して6月を経過した日
新膀胱	新膀胱を増設した日
喉頭全摘出手術を施したもの	喉頭全摘出手術を施した日
在宅酸素療養を行っているもの	在宅酸素療養を開始した日
遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3月を経過した日以後

また、障害認定日においては障害等級に該当しなかったが、その後症状が進行して障害程度に該当する場合でも、次の全ての要件を満たした場合に障害厚生年金を請求できます。

これを事後重症制度といいます。

- 1 初診日において組合員であること。
- 2 障害認定日に障害等級に該当しない程度の障害状態にあること。
- 3 障害認定日後、65歳に達する日の前日までに障害等級（1～3級）に該当する障害状態となること。
- 4 65歳に達する日の前日までに障害年金の請求をすること。